

○五城目町介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度実施要綱

平成 29 年 6 月 23 日五城目町訓令第 23 号

五城目町介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度実施要綱
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の一時的負担を軽減するため、居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払いの実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 居宅要介護被保険者等 法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

（2） 居宅介護住宅改修費等 法第 44 条第 1 項に規定する居宅介護福祉用具購入費、法第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費、法第 56 条第 1 項に規定する介護予防福祉用具購入費及び法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費をいう。

（3） 受領委任払い 町が居宅要介護被保険者等に支給すべき居宅介護住宅改修費等の額を、当該居宅要介護被保険者等に代わり、その受領の権限を委任された登録事業者に支払いをすることをいう。

（4） 登録事業者 特定福祉用具（法第 44 条第 1 項に規定する特定福祉用具又は法第 56 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の販売を行う事業者及び住宅改修（法第 45 条第 1 項又は法第 57 条第 1 項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行う事業者であって、町に居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い事業者の登録をした事業者をいう。

（対象者）

第 3 条 受領委任払いの対象者は、町が行う介護保険の居宅要介護被保険者等とする。ただし、保険料を滞納している者又は法第 66 条から第 69 条までの規定による保険給付の制限がある者は対象外とする。

（自己負担）

第 4 条 居宅介護住宅改修費等の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、当該居宅介護住宅改修費等に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）の利用者負担の割合（100 分の 10 又は 100 分の 20）に相当する額を負担しなければならない。この場合において、自己負担額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

（受領委任払いに係る事業者の登録）

第 5 条 この要綱による居宅介護住宅改修費等の支給に係る受領委任払いを受諾する事業者は、その対象事業者として町に登録しなければならない。

（登録の申請及び決定）

第 6 条 前条の規定により対象事業者として登録をしようとする事業者は、介護保険居宅介護（介護予防）

住宅改修費等受領委任払い事業者登録申請書（様式第1号）に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い制度誓約書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 登録を決定する場合の登録期間は、第1項の申請書の提出を受けた月の翌月1日から、当該申請のあった月の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出等）

第7条 登録事業者は、前条第1項の申請書に記載した内容に変更があったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い事業者登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、登録した事業を廃止、休止又は再開する場合には、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い事業者登録廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（登録事業者の取り消し）

第8条 町長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- （1）居宅介護住宅改修費等の請求に不正があったとき。
- （2）不正の手段により登録を受けたとき。
- （3）倒産したとき、又は適正な事業の運営ができなくなったとき。
- （4）その他、町長が登録の取り消しについて必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第6号）により当該取り消しを受けた事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により登録を取り消された事業者について、当該取り消しを受けた日から5年を経過する日までの間は、登録を行わないものとする。

（登録事業者の情報提供）

第9条 町は、登録事業者の名称等について、居宅要介護被保険者等に情報提供をするものとする。

（登録事業者の責務）

第10条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等の心身状況等に応じて適切な特定福祉用具の販売又は住宅改修を行うよう努めなければならない。

2 登録事業者及び当該業務に従事する者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。登録事業者及び当該業務に従事する者でなくなった後においても同様とする。

（支給の申請）

第11条 居宅要介護被保険者等は、居宅介護住宅改修費等の支給を受領委任払いにより受給しようとするときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（支給の決定及び支払い）

第 12 条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、介護保険償還払支給（不支給）決定通知（様式第 9 号）により当該居宅要介護被保険者等に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給を決定した居宅介護住宅改修費等については、当該登録事業者に支払うものとする。

（返還）

第 13 条 町長は、登録事業者が不正に居宅介護住宅改修費等を受給したことを確認したときは、当該支給額の全額又は一部を当該事業者から返還させるものとする。

（報告）

第 14 条 町長は、居宅介護住宅改修費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し報告を求めることができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

五城目町介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度実施要綱（平成 29 年 6 月 23 日五城目町訓令第 23 号）

最終改正：

改正内容：平成 29 年 6 月 23 日五城目町訓令第 23 号 [平成 29 年 6 月 23 日]